

議案第 8 9 号

新座市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例及び新座市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(新座市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 新座市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例（平成 2 6 年新座市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数) 第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>（地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができる。次項において同じ。）</u>は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) [略] 2 前項の規定にかかわらず、<u>地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援セ</u>	(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数) 第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) [略]

ンターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

- 3 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、当該地域包括支援センターの職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

担当する区域における第1号被保険者の数	職員の員数
お お む ね 1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
お お む ね 1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
お お む ね 2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の職員であって、 <u>第1項第1号</u> に掲げるもののうちから1人及び同項第2号又は第3号に掲げるもののうちから1人

4 〔略〕

- 2 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、当該地域包括支援センターの職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

担当する区域における第1号被保険者の数	職員の員数
お お む ね 1,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
お お む ね 1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
お お む ね 2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の職員であって、 <u>前項第1号</u> に掲げるもののうちから1人及び同項第2号又は第3号に掲げるもののうちから1人

3 〔略〕

（新座市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 新座市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年新座市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前

(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経ること。 (2)～(4) [略]	(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ②に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経ること。 (2)～(4) [略]
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月27日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。